令和4年度相談支援従業者指導者養成研修会 **介護支援専門員との連携について**

専門コース別研修(介護支援専門員との連携)の ポイントを含む

2022年6月29日(水) 国際医療福祉大学大学院 石山 麗子



なぜ、介護支援専門員との連携は必要か

障害者の数

障害者の総数は964.7万人、人口の約7.6%に相当する。 障害者数全体は増加傾向、在宅・通所の障害者は増加傾向である。

(在宅・施設別)

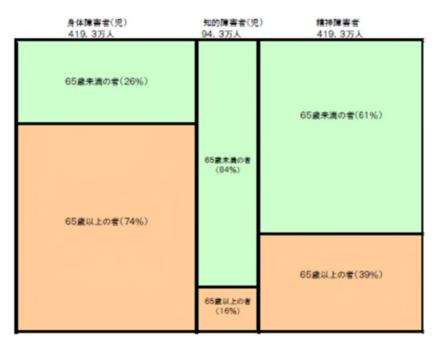
障害者総数 964.7万人(人口の約7.6%) うち在宅 914.0万人(94.7%)

うち施設入所 50.7万人(5.3%)

精神障害者 身体障害者(児) 知的障害者(児) 436,0万人 109.4万人 419, 3万人 在宅知的障害者 (児) 96, 2万人 在宅身体障害者(児) 在宅精神障害者 (87, 9%) 428. 7万人(98. 3%) 389. 1万人(92. 8%) 施設入所知的障 害者(児) 入院精神障害者 13. 2万人 30. 2万人(7. 2%) 施設入所身体障害者(児) 7.3万人(1.7%) (12.1%)

(年齢別)

65歳未満 48% 65歳以上 52%



出典在宅身体障害者(児) 及び在宅知的障害者(児):厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成28年)、施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児):厚生労働省「社会福祉施設等調査」(平成30年)等在宅精神障害者及び入院精神障害者:厚生労働省「患者調査」(平成29年)

在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。 在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。 年齢別の身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は在宅者数(年齢不詳を除く)での算出。 複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

今後一層進展する障害高齢者の増加に対するケアマネジメント機能への期待!

相談支援専門員連携介護支援専門員



- ・利用者の状態やサービスの活用状況等について情報共有を図るなど緊密な連携を行う必要がある。
- ・現状では、両専門員が具体的にどのように連携を行うべきかのノウハウは十分蓄積されていない。

<u>個人ワーク:皆さまの地域の現状</u>

- 1.両相談員の連携に活用するツールが作成されている。[ある・ない・現在作成中]
- 2.両相談員の連携のための研修が行われている。[実施済・今年度実施予定・なし]

 → 対象・どのように?
- 3.両相談員は、実践上連携できていると思うか。 「とてもそう思う・・まあそう思う・・あまり思わない・・全く思わない)
- 4.できている点・課題点

5. その他(自由記述)

グループワーク:他の地域はどうでしょうか?

前ページの振り返りをもとに、お互いの状況を情報交換しましょう。



平成29年度老人健事業 相談支援専門員と介護支援専門員との連携のあり方に関する調査研究事業

事業所アンケート

相談支援専門員と介護支援専門員がどのように連携を行っているか_|[実態把握・課題抽出]



適切な連携のあり方を検討

自治体ヒアリング調査 [先進事例の収集]



具体的な連携内容、連携を進めるためのプロセス、 行政・両専門員の関係団体・事業者等に求められる役割の整理

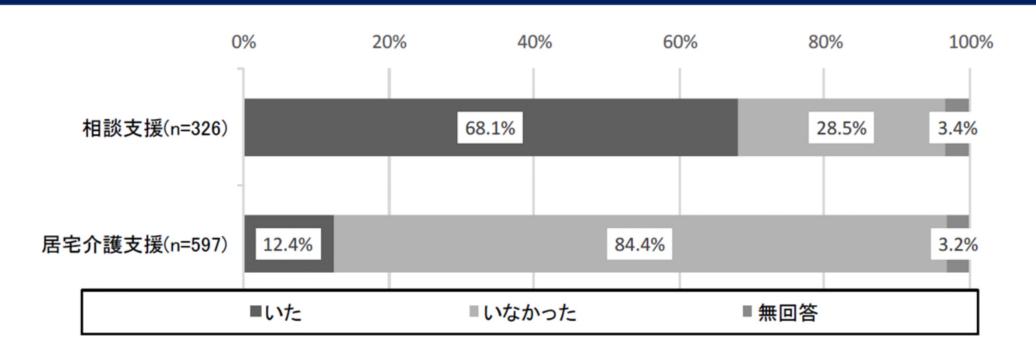
成果物の活用促進

両専門員の役割分担と協働の促進

- ・両専門員を対象とした合同モデル研修会を開催
- ・都道府県行政、両専門員の関係団体等への報告書の配布

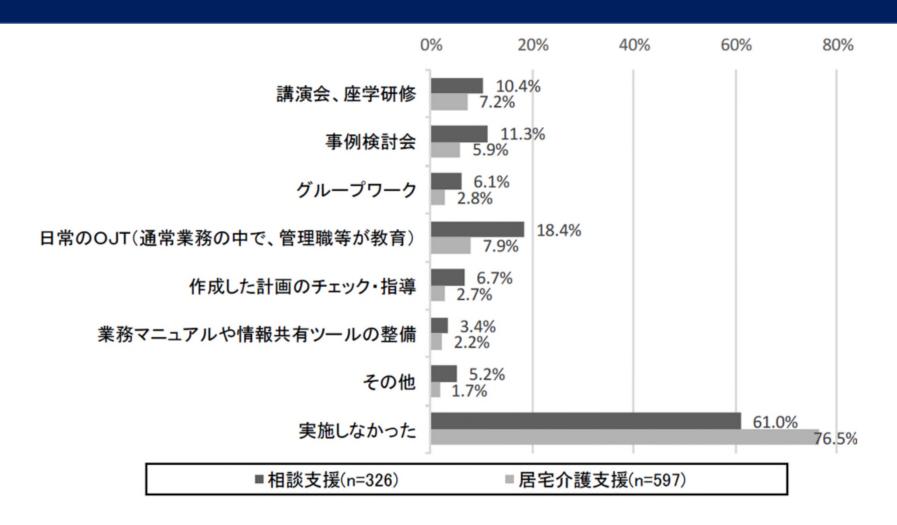
<u>障害の高齢者の個人特性に応じた介護保険・障害福祉サービスが適切に提供される仕組みの充実</u>

65歳に到達した障害者の有無



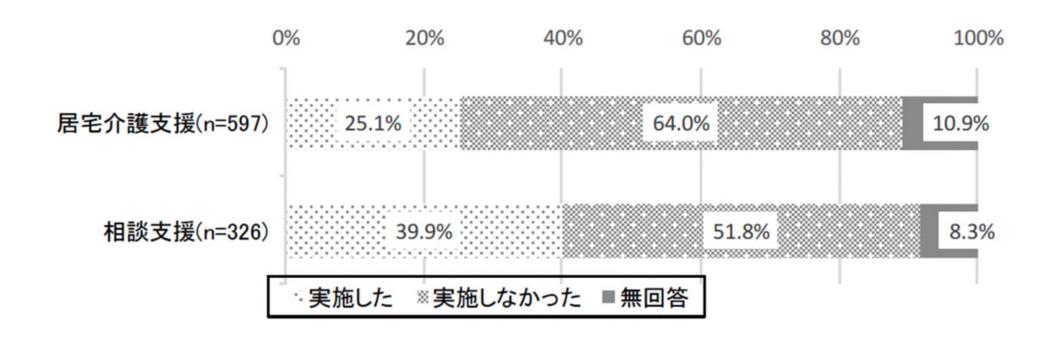
対象期間:平成28年4月~平成29年8月の間

事業所内での介護保険移行に関する研修・人材育成の内容

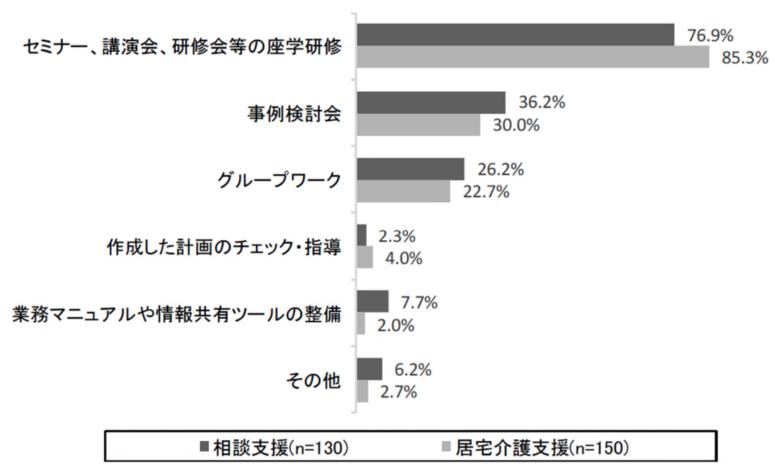


引用:平成29年度老人保健健康増進等事業 「相談支援専門員と介護支援専門員との連携のあり方に関する調査研究事業」 株式会社三菱総合研究所

事業外での介護保険移行に関する研修・人材育成の内容

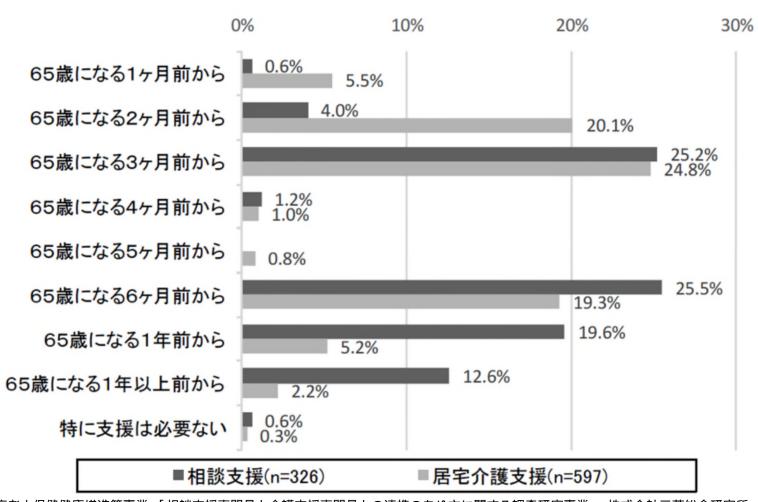


事業外での介護保険移行に関する研修・人材育成の実施方法



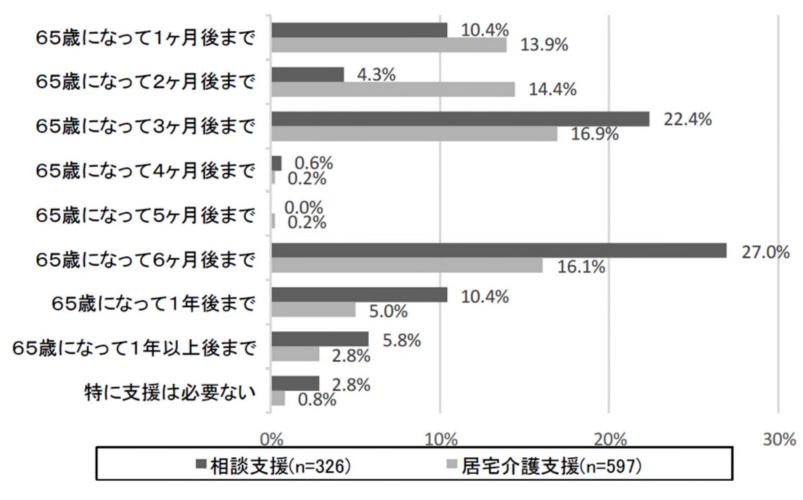
引用:平成29年度老人保健健康増進等事業 「相談支援専門員と介護支援専門員との連携のあり方に関する調査研究事業」 株式会社三菱総合研究所

高齢障害者の介護保険移行を支援することが望ましい期間



引用:平成29年度老人保健健康増進等事業 「相談支援専門員と介護支援専門員との連携のあり方に関する調査研究事業」 株式会社三菱総合研究所

高齢障害者の介護保険移行を支援することが望ましい期間 [移行後]



高齢障害者の介護保険以降に関する支援の課題

相談支援専門員と介護支援専門員がお互いを知らない

- ・自身に、相手の制度理解、サービス内容に関する知識が不足している
- ・相手に、自身の制度理解、サービス内容に関する知識が不足している 介護保険移行の業務プロセスが標準化されていない
- ・事業所として情報提供の方法が決まっていない
- ・介護保険移行に関するマニュアルや様式・ツールがない 介護保険移行に関する教育・人材育成の仕組みが不十分である 介護保険移行のあり方について協議する場がない 介護保険移行ケースは事業所全体からみればわずかなため、課題解決に 向けたアクションを起こしにくい

引用:平成29年度老人保健健康増進等事業 「相談支援専門員と介護支援専門員との連携のあり方に関する調査研究事業」 株式会社三菱総合研究所

個人ワーク:介護支援専門員はどう見えていますか。

経過

平成29年 老健事業における実態調査・先進事例・研修ツールの提示

平成30年 制度改正により共生型サービスの導入

共生型サービスの創設[平成30年]

共生型サービスの対象となるサービス

	介護保険サービス		障害福祉サービス等				
ホームヘルプ サービス	○ 訪問介護	(+)	○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護				
デイサービス	○ 通所介護○ 地域密着型通所介護	(+)	○ 生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く)○ 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)○ 児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く)○ 放課後等デイサービス (同上)				
ショートステイ	○ 短期入所生活介護○ 介護予防短期入所生活介護		○ 短期入所				
「通い・訪問・泊まり」 といったサービスの組 合せを一体的に提供 するサービス※	○ 小規模多機能型居宅介護○ 介護予防小規模多機能型居宅介護○ 看護小規模多機能型居宅介護□ 通い	¬	○ 生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く)○ 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)○ 児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く)○ 放課後等デイサービス (同上)				
	□ 泊まり	=>	〇 短期入所				

引用:厚生労働省ホームページ.共生型サービス.https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398_00016.html

経過

平成29年 老健事業における実態調査・先進事例・研修ツールの提示

平成30年 制度改正により共生型サービスの導入

令和元年 厚生労働科学研究費補助金 相談支援専門員の高齢化対応を含めた連携促進のための研究

研究結果[要旨]

- ・研修効果を高めるためには、相談支援専門員と介護支援専門員の関わりの実態や 葛藤、背景や要因を明らかにする必要がある。
- ・フォーカス・グループ・インタビューのデータから次の結果が得られた。
- ・両専門員は【専門職の倫理と価値観】に基づいて業務を遂行するが、
 - 【連携相手の制度の理解】の不十分さから
 - 【両専門員の連携時の摩擦】が生じ、
- 【ケアマネジメント実践上の悩み】を抱えていた。
- 【利用者を中心に連携したい両専門員の想い】が動機となり、
- 試行錯誤しながらも、利用者の【想いを叶える拡大統合ケア】や
- 【行政との連携や交渉】、職能団体等を通じた【両専門員に必要な教育】の機会を 作る等、アクションが起きており【両専門員が協働してつくる新しいケアマネジ メント】への道筋が見えていた。
- ・そこから得られた示唆をもとに、教育プログラムへの反映の可能性を考察した。

【両専門員に必要な教育】

- ・カテゴリー: 『研修初期段階で学ぶべきこと』、『課題分析、計画作成の立て方の視点と制度に関する知識』、『事例検討の有効性』、『研修の企画や運営方法』、『行政職員の知識レベルを保つための研修の必要性』
- ・[最初に行うべきは、両制度の違いを知ること]であり、[異なる両制度の自立の概念]や[研修の最初に全ライフステージと自分の介入の範囲を見比べて、自分の領域と連携の領域を認識する必要性]がある。
- ・『課題分析、計画作成の立て方の視点と制度に関する知識』では、ケアマネが最初に理解すべきは 障害とのライフステージと自立の考え方の相違]、[一度獲得した機能と、獲得しなかった機能に対 する<u>サービスの考え方の相違に関するプラン作成ベースのすり合わせの必要性</u>]が示され、 <u>方法は『事例検討</u>の有効性』が示された。
 - ・『研修の企画や運営方法』は[合意を得て協力して実施した両専門員の組織(県協会)レベルの研修]や[合同研修の規模は、県主催の単位と、市町村単位がある]ことが示された。
 - ・両専門員だけでなく、『行政職員の知識レベルを保つための研修の必要性』が、 [共通認識を得るための、自治体職員に対する教育の必要性]から示された。

引用:石山麗子,高木健司.令和元年度 厚生労働科学研究費補助金 相談支援専門員の高齢化対応を含めた連携促進のための研究 ²⁰

【利用者を中心に連携したい両専門員の想い】 カテゴリー:『互いを尊重しあう両専門員』 [相談支援専門員の利用者に対する思いを大切にしたい介護支援専門員]に対し、 相談支援専門員は[最初の目標は、両相談員がタッグを組める関係になること]であった。

経過

平成29年 老健事業における実態調査・先進事例・研修ツールの提示

平成30年 制度改正により共生型サービスの導入

令和元年 厚生労働科学研究費補助金 相談支援専門員の高齢化対応を含めた連携促進のための研究

令和4年 障発0331第10号 相談支援従事者研修事業の実施について

障発0331第10号 相談支援従事者研修事業の実施について

専門コース別研修標準カリキュラム 7.介護支援専門員との連携

<u> </u>		<u> </u>	
科目	獲得目標	内 容	時間数
1. 価値・倫理、制度	度の違い、関係機関との連携	の理解(講義)	
相談支援専門員・介 護支援専門員の価値 と倫理 (講義)	員の価値・倫理を理解する。 ②相談支援専門員と介護	障害福祉や介護保険制度、相談支援専門員や介護 支援専門員養成において基盤としている価値や倫理について、下記の内容を含む講義を行う。 ・利用者の人格尊重 ・エンパワメント ・ストレングス ・自己決定 ・ライフサイクル ・移行期の利用者を支える専門職としての姿勢 ・専門職としての倫理(自己の省察、多職種連携における倫理的課題への介入) ・意思表明・意思決定及び実行の支援	1. 5
制度と対象像の理解(講義)	①障害者等、高齢者の各ライフステージにおける制度の理念、目的、対象者像を理解する。 ②相談支援専門員と介護支援専門員の並走・伴走型支援が可能であることを理解する。 ③自立の概念の相違、認定	障害福祉や介護保険制度等について、下記の内容を含む制度等に関する講義を行う。 ・社会福祉法の理念 ・障害領域(障害者総合支援法、児童福祉法等の理念・目的、対象像の特徴の理解) ・介護保険領域(介護保険法等の理念・目的、対象像の特徴の理解) ・相談支援専門員と介護支援専門員の並走と伴走型支援	1. 5

2. 高齢障害者のケアマネジメントと相談支援の連携 (演習)

情報連携(引継ぎ) (演習)	相談支援専門員から介護支援専門員に、どのような情報を引き継げばよいか理解する。		1.	5
事例演習 1 (障害福祉サービスの利用者が介護保険サービスを利用開始する事例) (演習)	談支援専門員と介護支援専 門員が連携して行う際の視	護支援専門員が連携した支援プロセスについて、	2.	0
事例演習2(介護保 険第2号被保険者の 事例)(演習)		・介護保険制度の対象となる40~64 歳の障害者 (脳血管障害、ALS 等)の事例を用いて、その支 援プロセスや相談支援専門員と介護支援専門員 の連携について、グループワークを通して検討 する。	2.	0

【ケアマネジメント実践上の悩みと課題/介護支援専門員】

・コアカテゴリー:

障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行とは、

利用できる幅の『狭い方向へのサービス移行で、利用者にぶつけられる怒りと、解決できないジレンマで苦しむケアマネ』、

『障害との連携の歴史が浅く関係が薄くて必要な支援につなげられず苦慮するケアマネ』

『安価な代替サービスで乗り切る』

『自治体の部署間の連携不足で右往左往するケアマネ』

『移行を妨げる一因は、利用者の主体的指示の効力の範囲の違い』

『成り代わりセルフケアプランの実態』

- ・相談支援専門員は、[障害から介護への移行の意味は、概念・サービス共に狭い方向への移行と同じ] と捉えていた。
- ・介護支援専門員は[楽しみのための外出ができないことで利用者から怒りをぶつけられるやるせない 思い] から[障害サービスでできたことを介護保険でできないジレンマ]を感じていた。
- 一人の利用者に複数の重度訪問介護事業所を利用してケアプランを組まなければならないケースでは『障害との連携の歴史が浅く関係が薄くて必要な支援につなげられず苦慮するケアマネ』の姿があった。

引用:石山麗子,高木健司.令和元年度 厚生労働科学研究費補助金 相談支援専門員の高齢化対応を含めた連携促進のための研究 ²⁵

【ケアマネジメント実践上の悩みと課題/介護支援専門員】

- ・高齢の障害者にとっては、過去に利用したサービスは実質利用料無料だった。 そのため、介護支援専門員は介護保険制度への移行にあたり、利用者の経済面での心理的、物理的 な負担に考慮し、[社会保障制度以外の安価な代替サービスの提示で乗り切る通院介助]方法等の代替 案を利用者に提案していた。
 - 障害福祉サービスと介護保険サービスの併用や、難病法に基づくサービス等あいまって、これまで
- ・顔の見える関係にない自治体の部署との連携が求められるとともに [自治体の部署間連携が不足することで右往左往する介護支援専門員]の姿が浮き彫りになった。
- ・特に難病の場合、保健師との調整も必要となる。 しかし[専門員からみてわかりにくい保健師の所属・役割・業務範囲]があった。連携する場合、 一つの職種であっても、所属や部署が異なると業務範囲は異なる多職種連携・多(他)機関連携の 難しさと苦労が浮き彫りになった。
- ・障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行に難渋を示す利用者は珍しくないが、その理由の一つに『移行を妨げる一因は、利用者の主体的指示の効力の範囲の違い』があげられた。 [介護ヘルパーは手順書に添って提供し、障害ヘルパーは本人の指示で動く]という[ヘルパー利用の基本的考え方、実質的な提供実態の違いが、介護保険への移行を妨げる一要因]である。

引用:石山麗子,高木健司.令和元年度 厚生労働科学研究費補助金 相談支援専門員の高齢化対応を含めた連携促進のための研究 ²⁶

我が国におけるケアマネジメトの導入の範囲

生活上の支援を必要とする者

民間の医療・介護・生活支援サービス 民間サービスを調整する有料ケアマネジメント?

社会保障制度のサービス∶有社会保障制度のケアマネジメント∶無

社会保障制度のサービス: 有 社会保障制度のケアマネシ・メント: 有

介護保険法

障害者総合支援法

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(介護保険)

- **第二条** 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)に関し、必要な保険給付を行うものとする。
- 2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療と の連携に十分配慮して行われなければならない。
- **3** 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
- 4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

ケアマネジメントの特徴 主な用語と出現頻度

障害者総合 支援法						
介護保険法						

ケースマネジメントの定義(アメリカ)

個々人の保健医療ニーズを満たすよう、コミュニケーションと利用可能な資源を活用して、必要としているオプションサービスやサービスの提供に向けて、アセスメント、計画作成、計画の推進、利用者の権利を擁護することで効果的・効率的な成果を得ることにある。

Case Management Society of America: Standards of practice for Case Management, Revised: 8,2010

ケアマネジメントの定義 [イギリス]

利用者の保健医療、ケア、教育、雇用ニーズを充足するために、コミュニケーションと利用可能な資源を活用して、必要としているオプションやサービスの提供に向けてアセスメント、計画作成、計画の推進、調整、モニタリング、評価を協働していく過程であり、質の高い効率的な成果を得ることにある。

似ているけど、違う。

違うから補いあえる。

研修の企画と展開、 そこから連携は始まっている!

